

世帯収入（所得）については、次の1又は2により判定します。
また、3の控除要件に該当する者がいれば3により判定します。

1 世帯収入（所得）要件については、次のとおりとします。

(1) 世帯全員の収入が給与収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合
世帯全員の収入の合計額が550万円以内	世帯全員の所得の合計額が390万円以内

2 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）要件については、次のとおりです。

扶養親族数	(1) 世帯全員の収入が給与収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合
1人の場合	世帯全員の収入の合計額が600万円以内	世帯全員の所得の合計額が430万円以内
2人の場合	世帯全員の収入の合計額が650万円以内	世帯全員の所得の合計額が470万円以内
3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が750万円以内	世帯全員の所得の合計額が560万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり控除します。

なお、世帯収入が給与収入のみの場合は、世帯収入（所得）要件を1の(2)及び2の(2)により算定します。

控除要件	控除額
(1) 満70以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合計額から1人当たり10万円所得を控除する
(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり27万円所得を控除する
(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり40万円所得を控除する